

2 事業者自主測定結果について

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設の設置者（H26.5.15 現在の対象施設設置者）から報告があった自主測定結果の概要は次のとおりです。なお、今回の報告施設数については、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの採取測定分及び昨年度の公表までに報告がなかった平成25年3月31日以前の採取測定分です。

(1) 測定結果について

ア 排出ガス、焼却灰、ばいじん（単位 排出ガス：ng-TEQ/m³N、焼却灰・ばいじん：ng-TEQ/g）

特定施設名			報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数 (未着工等を含む)	その他施設数**	測定結果		基準値	
							最小	最大		
廃棄物焼却炉	新設*	4 t/h以上	1	0	1	0	—	—	0.1	
		2～4 t/h	5	3	2	0	0.00027	0.27	1	
		2 t/h未満	49	29	11	2	0.0000011	4.1	5	
	既設*	4 t/h以上	0	0	0	0	—	—	1	
		2～4 t/h	20	14	6	0	0.00012	1.8	5	
		2 t/h未満	75	53	12	2	0	1.4	10	
	計			150	101	32	4	—	—	
	焼却灰			150	99	32	3	0	0.87	
	ばいじん			139	79	32	3	0	5.1	

(*) 新設：法施行（平成12年1月15日）より後に設置した施設

既設：法施行（平成12年1月15日）日に設置されていた施設

(**) 分析中、測定日程調整中の施設を計上しています。

イ 排水（単位 排水：pg-TEQ/L）

特定施設名	報告対象施設数	報告施設数	休止等施設数	測定結果		基準値
				最小	最大	
廃棄物焼却炉における廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	7	5	2	0.00054	0.15	10
クラフトパルプ又はサルファイトパルプ製造用に供する塩素系漂白施設	2	1	1	0.0099	0.0099	10

(2) 基準の適合状況について

1 施設の排出ガスについて基準値超過の報告があったため、稼働停止するよう指導し、ただちに改善勧告を行った上で、改善措置や再発防止の措置を講じた改善計画を提出させました。事業者が改善措置を行った後に再測定を行った結果、濃度は3.7 ng-TEQ/m³Nであり、基準値内であることを確認しました。

なお、報告があったその他の施設、事業場については、全て基準に適合しています。

【排出ガスにおける基準値超過の概要】

ア 超過施設：1施設

イ 測定値：14 （基準値：10、単位：ng-TEQ/m³N）